平成２３年（フ）第２８１号
秋田県潟上市天王字長沼93番地６
債務者　菊池　京子
1　決定年月日時　平成23年８月３日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月３日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２９０号
秋田市飯島道東３丁目５番30号　小玉アパート202号
債務者　鈴木　　昇
1　決定年月日時　平成23年８月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月３日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２９１号
秋田市寺内堂ノ沢３丁目６番16号　レジデンス吉富202
債務者　門脇　育美
1　決定年月日時　平成23年８月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月３日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１２号
福島県相馬市塚ノ町１丁目１番地の７　シティハイムフォレストＡ棟101号
債務者　太田　一樹
1　決定年月日時　平成23年８月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月３日まで
福島地方裁判所相馬支部

平成２３年（フ）第８３０号
千葉県船橋市飯山満町１丁目912番地８
債務者　吉村　　龍
1　決定年月日時　平成23年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月３日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１４９６号
名古屋市南区宝生町２丁目１番地　宝生荘３棟207号
債務者　天野　一二
1　決定年月日時　平成23年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月３日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１４９７号
名古屋市南区宝生町２丁目１番地　宝生荘３棟207号
債務者　天野スミエ
1　決定年月日時　平成23年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月３日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１７６３号
名古屋市昭和区鶴舞４丁目７番28号
債務者　篠田　佳奈
1　決定年月日時　平成23年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月３日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１７９２号
愛知県清須市清洲1114番地５　サンライフキヨス306
債務者　服部　咲恵
1　決定年月日時　平成23年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月３日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１２２号
鳥取県鳥取市浜坂３丁目18番11号、旧住所鳥取県鳥取市浜坂８丁目13番14号
債務者　三宅　孝則
1　決定年月日時　平成23年８月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月３日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１２３号
鳥取県鳥取市浜坂３丁目18番11号、旧住所鳥取県鳥取市浜坂８丁目13番14号
債務者　三宅　清恵
1　決定年月日時　平成23年８月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月３日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１１８号
広島県呉市天応西条２丁目６番22号
債務者　長谷　禮子
1　決定年月日時　平成23年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月３日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２３年（フ）第６９号
鹿児島県奄美市名瀬仲勝665―１　県営２―505号、住民票上の住所鹿児島県奄美市名瀬真名津町９番31号
債務者　小畑　光男
1　決定年月日時　平成23年８月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月３日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２３年（フ）第２７７号
沖縄県浦添市内間１丁目14番17号具志堅アパート　301
債務者　古波藏良純
1　決定年月日時　平成23年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月３日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第２８９号
沖縄県那覇市寄宮１丁目32番１号宮國アパート401
債務者　比嘉　美幸（旧姓翁長・玉城）
1　決定年月日時　平成23年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月３日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第２９１号
沖縄県那覇市首里末吉町２丁目１番地末吉市営住宅１―102
債務者　幸田　秀夫
1　決定年月日時　平成23年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月３日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第３２２号
沖縄県浦添市伊祖３丁目14番１―405号パークハウスいそ
債務者　山城　美香（旧姓上原）
1　決定年月日時　平成23年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月３日まで
那覇地方裁判所民事第３部